

## 睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、町内にある空き家の除却をしようとする者に対して、その解体に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し睦沢町補助金等交付規則(昭和56年睦沢町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、個人が所有する使用されていないことが常態である戸建住宅(延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものを含む。)をいう。
- (2) 除却工事 敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。)内の全ての建築物又は工作物(地盤面下にあるものを除く。)の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 空き家の所有権を有する者(全部事項証明書に記載されているも者。又は未登記の物については、固定資産課税台帳に所有者として記録されている者)又は相続人であること。
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び現に睦沢町暴力団排除条例(平成23年3月13日条例第3号)で定める暴力団員等でないこと。

### (補助要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 除却する空き家について、共有者がいる場合にあっては、その全ての共有者から空き家の除却についての同意を得られていること。
- (2) 除却する空き家について、複数の相続人がいる場合にあっては、その全ての相続人から空き家の除却についての同意を得られていること。
- (3) 除却工事を次のア又はイのいずれかに該当する者に発注すること。
  - ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建設業の許可を受けた町内業者(土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。)
  - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条の

規定による解体工事業者の登録を受けた町内業者

- (4) 補助対象空き家が所在する一画地内全ての建物が、5年以上利用されていないもの。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空き家であること。
- (6) 補助金の交付対象となる除却工事は、第7条の規定による通知を受けた後、これに着手するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 対象経費 敷地に存する空き家の除却工事に要する費用（家財道具等の撤去、運搬及び処分に要する費用を除く。）
- (2) 補助率 対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。ただし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付希望者」という。）は、睦沢町空き家除却支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 空き家の使用状況報告書（様式第2号）
  - (3) 土地建物の全部事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認することができる書類）
  - (4) 補助対象経費に係る工事の見積書の写し
  - (5) 住所地の市町村税の未納がない証明書
  - (6) 補助対象空き家の共有者又は相続人の同意書
  - (7) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長が必要と認める書類については、誓約書兼同意書（様式第3号）により、同意を得た上で市町村税等の納付状況を確認することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは睦沢町空き家除却支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないときは睦沢町空き家除却支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金交付希望者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助金交付希望者は、前条に規定する交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る除却内容を変更し、又は除却を中止しようとするときは、速やかに睦沢町

空き家除却支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の除却見積書の写し
- (2) 変更箇所の写真（工事変更の場合）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定し、睦沢町空き家除却支援補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付希望者は、補助金に係る空き家の除却工事が完了したときは、速やかに、睦沢町空き家除却支援補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 除却工事の工事請負契約書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時を確認することができるもの）
- (4) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）E票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その報告書を審査し、又は必要に応じて現地を調査し、第7条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、睦沢町空き家除却支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付が決定した者（以下「交付決定者」という。）は、睦沢町空き家除却支援補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定により請求を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、委任状（様式第11号）により、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る補助対象事業を行った町内施工業者に委任することができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により除却工事を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

睦沢町長

申請者 住所  
(フリガナ)  
氏名 ⑩  
連絡先（電話）

睦沢町空き家除却支援補助金交付申請書

睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

|          |  |
|----------|--|
| 空き家の所在地  | 睦沢町  |
| 空き家の形態   | 戸建住宅 ・ 併用住宅 ・ 長屋建住宅  |
| 除却工事予定額  | 円  |
| 補助金交付申請額 | 円（1,000円未満切捨て）   |
| 除却工事施工者  | 所在地<br>業者名<br>電話番号<br>建設業許可 <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 _____号<br>解体工事業登録 _____知事 _____号 |
| 除却工事予定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで  |

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 空き家の使用状況報告書（様式第2号）
- (3) 土地建物の全部事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認することができる書類）
- (4) 補助対象経費に係る工事の見積書の写し
- (5) 住所地の市町村税の未納がない証明書
- (6) 補助対象空き家の共有者又は相続人の同意書
- (7) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）
- (8) その他町長が必要と認める書類  
・ 誓約書兼同意書（様式第3号）



様式第3号（第6条関係）

誓約書兼同意書

私は、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱に基づく補助金の申請に当たり、当該要綱を遵守するとともに、次のことについて誓約及び同意をします。

（１） 空き家の全所有者に空き家の除却についての同意を得ています。また、補助事業実施に伴い、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、睦沢町に対し一切迷惑をかけることはありません。

（２） 補助対象空き家の除却後は、住宅用地に係る固定資産税の特例がなくなり、翌年度の土地の固定資産税が増額となる場合があることに同意します。（申請者が補助対象空き家の敷地所有者又は敷地所有者の相続人である場合に限る。）

（３） 市町村税等の滞納はありません。また、このことについて睦沢町の税務担当部局等へ当該納付状況を確認することに同意します。

（４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び現に睦沢町暴力団排除条例（平成23年3月13日条例第3号）で定める暴力団員等ではありません。また、このことについて千葉県警察本部に照会することに同意します。

（５） 不正な手段により補助金の交付決定を受けていたことなどにより補助金交付決定を取り消された場合には、睦沢町の指示に従い、既に受けている補助金を返還します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第4号（第7条関係）

睦沢町指令第 号  
年 月 日

様

睦沢町長 ⑩

睦沢町空き家除却支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった睦沢町空き家除却支援補助金については、  
下記のとおり交付決定したので睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第7条の規定  
により通知します。

記

補助金交付決定額

円



様式第5号（第7条関係）

睦沢町指令第 号  
年 月 日

様

睦沢町長 ⑩

睦沢町空き家除却支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった睦沢町空き家除却支援補助金については、  
交付が認められなかったため、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第7条の規定  
により通知します。

理由：

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

睦沢町長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先（電話）

睦沢町空き家除却支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定に対して、  
下記のとおり変更（中止）したいので、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第8条の規定  
により申請します。

記

|                   |        |  |                    |
|-------------------|--------|--|--------------------|
| 変更（中止）の理由         |        |  |                    |
| 変更<br>の<br>内<br>容 | 除却予定金額 | 変更前  | 変更後                |
|                   |        | 円  | 円                  |
|                   | 除却予定期間 | 年 月 日から<br>年 月 日まで   | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 添付書類              |        | (1) 変更後の除却見積書の写し<br>(2) 変更箇所の写真（工事変更の場合）<br>(3) その他町長が必要と認める書類 |                    |

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

睦沢町長

印

睦沢町空き家除却支援補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、下記のとおり決定したので、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

| (変更・中止) 承認の可否  | 可 ・ 否<br>(否とした理由) |
|----------------|-------------------|
| 変更を承認する事業の内容   |                   |
| 変更後の補助事業除却予定金額 | 円                 |
| 変更後の交付金額       |                   |
| 備 考            |                   |

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

睦沢町長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
連絡先（電話）

睦沢町空き家除却支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた除却工事が完了したので、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 工 事 金 額  | 円               |
| 補助金交付決定額 | 円               |
| 工 事 期 間  | 年 月 日から 年 月 日まで |

添付書類

- (1) 除却工事の工事請負契約書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時を確認することができるもの）
- (4) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）E票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

睦沢町長

⑨

睦沢町空き家除却支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった睦沢町空き家除却支援補助金について、  
下記のとおり補助金の額を確定したので、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第10  
条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

睦沢町長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先（電話）

睦沢町空き家除却支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けた睦沢町空き家除却支援補助金について、睦沢町空き家除却支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の振込先

|       |                              |          |
|-------|------------------------------|----------|
| 金融機関名 | 銀行・信用組合<br>農協・労働金庫<br>ゆうちょ銀行 | 支店<br>支所 |
| 預金の種類 | 普通 ・ 当座                      | 口座番号     |
| フリガナ  |                              |          |
| 口座名義人 |                              |          |

様式第 11 号 (第 12 条関係)

年 月 日

委 任 状

睦沢町長 様

委任者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けた睦沢町空き家除却支援補助金の請求及び受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

記

受任者

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ⑩